

改 正 案	現 行
<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p><b>第二条</b> 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定</p>	<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p><b>第二条</b> 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立の</p> <p>学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定</p>

こども園をいう。以下同じ。)を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。)又は私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

### 三・四 (略)

こども園をいう。以下同じ。)又は

私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

**第三条** 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 (略)

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 四 (略)

成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

**第三条** 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業を



2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いずれも公立学校）

第十条（略）

ては、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限）の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

学長	第三条第五項、第五条の二、第六条、第八条第一項及び第三項並びに第十九条	学部長その他の大学内の他の機関
評議会（評議会を置かない大学にある） つては、 第五条の二第二項、第六条、 第八条第一項、第九条第一項及び第十九条	第三条第五項、第四条（第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、 第五条の二第二項、第六条、 第八条第一項、第九条第一項及び第十九条	教授会その他の大学内の他の機関
教授会	第三条第五項、第五条の二第一項及び第八条第三項	当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関

第十条 高等専門学校（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

であるものに限る。)の実習助手並びに特別支援学校(公立学校であるものに限る。)の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

#### 附則

##### (法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 (略)

の実習助手並びに公立の特別支援学校  
の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

#### 附則

##### (法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者